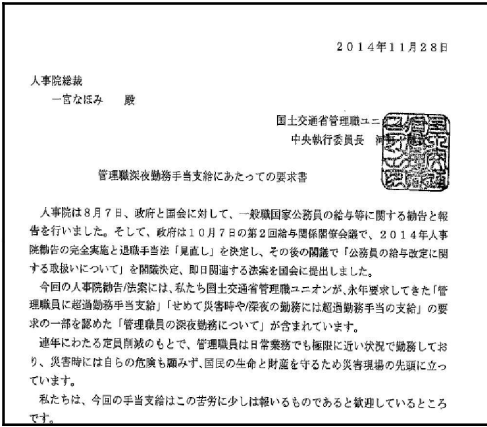




# 管理職深夜勤務手当の支給について

## 対象業務の内容・支給対象時間・振り替えも対象に!



ユニオンの運動により実現した「管理職深夜勤務手当」について、近々にもその運用の方向性が出されることになっていきます。

ユニオンはこれまで「対象となる業務などを広く運用が出来るような内容で明記してほしい。対外的な説明資料作成とか。」

「勤務時間に引き続きと規定されると困ることもある。我々の災害対応は夜中に呼び出されることがあり勤務時間からの連続とならない場合も多々ある。」

「勤務時間が深夜に振り替えられた場合も

- 支給対象とすべき」と主張してきました。
- 11月28日には人事院総裁及び国土交通大臣宛に次の要求項目での弾力的な運用を求めています。
1. 深夜勤務手当支給対象時間を午後10時からとする。
  2. 支給金額を「管理職特別勤務手当」なみに引き上げる。
  3. 深夜勤務手当支給対象時間の勤務には勤務時間の長さにかかわらず全て支給すること。
  4. 深夜勤務手当支給対象時間帯外からの連続でなくとも支給すること。
  5. 深夜勤務手当支給対象時間帯に勤務時間を振り返られた場合でも、支給対象とする。
  6. 休日等の勤務についても支給し、「管理職特別勤務手当」との併給を認めること。
  7. 支給額の機関連格差を是正する。
  8. 上(出)先の引き上げ)と。
  9. 手当に必要となる



昨年実施した「第9回管理職員等アンケート」で過去にパワハラをうけたと回答した管理職員は39.1%。現在もうけていると回答した管理職員等が35人もいます。

私たちが職場では、限界を超した定員削減と近年増加している災害、大型予算執行のため、本局や事務所の管理職を含め多くの職員が、日々追い詰まられた業務執行をしていられる起りやすいう状況にあります。

ユニオンは、こうした職場環境を改善するため、パワハラを自ら「しない」「見逃さない」「させない」「撲滅運動を当局と共同に進めていく」立場で、各地整や本省当局にも働きかけてきたところで、きりな中、12月23日の「毎日新聞」(福島民友)で「北陸地方整備局は昨年12月2日、阿賀川河川事務所(会津若松市)の50名(男性)が、職場の性差別を平手打ちで不適切な発言を繰り返して

北陸地整 阿賀川河川事務所長

### 酒席の二次会の段取りが悪いと部下を平手打ち

返したとして戒告の懲戒処分をしたと発表しました。「男性管理職は酒席で数回にわたり2次会の段取りが悪いことに腹を立て、部下を平手打ちした。」と報道されています。

北陸支部の調査によるとこの管理職員は事務所長のようで、9月1日付けで大臣官房付となつています。職場からパワハラを一掃するため、当局はその場しのぎでなく、徹しい対応をすべきです。

1. パワハラ相談室の開設
2. 幹部会議等で、「しない」意思統一、「していないか」の互いの確認の実施。
3. パワハラを「しない・させない」ため、文書やポスターなどによる啓発強化。
4. 不幸にもパワハラが発生した場合は、以下のルールに則って対処する。
  - ① 複数の職員などからパワハラの手紙のあった場合は、パワハラと認める。(「複数の職員からの指摘」とは、二人以上の職員等から同じ職員から「パワハラを受けた。」との申し出があった場合。パワハラを受けたと一人の職員等からの申し出があり、他の職員などがそれを「目撃した。」との申し出があった場合)
  - ② 複数の職員などからパワハラの手紙のあった職員に対して、当局は、本人に対して「指導」を行う。
  - ③ その後、再び指摘を受けた場合、当局はパワハラを行った者の氏名を公表するとともに、人事も含めた「適切な措置」を行う。
5. パワハラを受けた職員には十分なケアを行うと同時に、公務災害を適用すること。

申し入れの内容

ユニオンは11月28日にも当局に対して職場からパワハラを根絶するため、申し入れ書を提出しています。